

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の実施について

鳥取県教育センター

I 新たな教師の学びの姿の実現に向けて

新たな教師の学びの姿として求められているのは、一人一人の教師が、自らの専門職性を高め、いくつあると自覚しながら、誇りをもって主体的に研修に打ち込むことである。その鍵である、教師の個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた「主体的・対話的で深い学び」の実現は、児童生徒等の学びのロールモデルとなることにもつながる。

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の意義は、教師が必要な学びを主体的に行っていくことにある。このため、指標や研修計画とも相俟って、適切な現状把握と主体的・自律的な目標設定の下で、新たな学びに向かうための「手段」として研修履歴が活用されることが重要である。

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築に向け、多様な内容・スタイルの学びが重要視されていく中で、この研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の仕組みを、教師が自らの強みや得意分野の再認識と自信につなげ、学び続け、成長する教師の「次なる学びのエンジン」としていくことを期待する。

II 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関する基本的な考え方

研修履歴の記録は、指標や研修計画を踏まえて行う教育公務員特例法第22条の6の規定による対話に基づく受講奨励において活用されることが基本である。その中で各教師が学びの成果を振り返ったり、自らの成長実感を得たりすることが一層可能になると考えられる。また、これまで受けてきた研修履歴を可視化することにより、無意識のうちに蓄積されてきた自らの学びを客観視した上で、さらに伸ばしていきたい分野・領域や新たに能力開発をしたい分野・領域を見出すことができ、主体的・自律的な目標設定やこれに基づくキャリア形成につながることを期待している。

対話に基づく受講奨励は、教師と学校管理職とが対話を繰り返す中で、教師が自らの研修ニーズと、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割などを踏まえながら、必要な学びを主体的に行っていくことが基本である。新たな教師の学びの姿が、変化の激しい時代にあつて、教師が探究心をもちつつ、自律的に学ぶこと、主体的に学びをマネジメントしていくことが前提であることを踏まえ、対話に基づく受講奨励は、教師の意欲・主体性と調和したものとなるよう、当該教師の意向を十分にくみ取って行うことを望むものである。

III 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の内容・方法等

1 対象となる教師の範囲

教育公務員特例法第22条の5の規定による研修履歴の記録及び同法第22条の6の規定による対話に基づく受講奨励の対象となる「公立の小学校等の校長及び教員」の範囲は以下のとおりである。

- ① 「公立の小学校等」とは、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園である。
- ② 「校長及び教員」とは、校長（園長を含む）、副校長（副園長を含む）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第2条に規定する臨時的に任用された者等を除く）である。

- ③ 臨時的任用教員等は、法律に基づく研修履歴の記録及び対話に基づく受講奨励の対象ではないが、口頭での確認等により対話に基づく受講奨励を行うこともできる。

2 研修履歴の記録の目的

研修履歴の記録は、教師が自らの学びを振り返るとともに、学校管理職等が研修の奨励を含む適切な指導助言を行うことにより、効果的かつ主体的な資質向上・能力開発に資することを目的としている。

3 研修履歴の記録の範囲

教特法第22条の5第1項に基づいて、研修等に関する記録を作成するにあたり、本県における研修履歴の記録の範囲は、次のとおりとする。

○ 必須記録研修等

① 研修実施者が実施する研修 ・ 県教育委員会（教育センター、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課等）が主催する研修（島根県教育センター及び島根大学との連携講座を含む） ・ 鳥取市教育委員会が実施する研修（鳥取市立の小・中・義務教育学校に勤務する県費負担教職員）
② 大学院修学休業により履修した大学院の課程等 ・ 県教育委員会が派遣する大学院等（教職員支援機構、国立特別教育総合研究所等への派遣を含む）
③ 県教育委員会が開設した免許法認定講習及び認定通信教育による単位の修得

○ 任意記録研修等

④ 職務研修として市町村教育委員会等が実施する研修等
⑤ 学校現場で日常的な学びとして行われる一定の校内研修・研究等
⑥ 教師が自主的に参加する研修等（教育関係諸団体の研修も含む）

4 研修履歴の記録の方法

令和5年度の受講履歴は、教職員評価・育成制度で使用している自己申告書に、これまでと同様に記録し、対話に基づく受講奨励に活用する。

年度当初に作成する自己申告書の「今後受講を希望する主な研修」欄に、必須記録研修等を含め、3つ程度記録する。年度中は、新たに受講した研修を追記する。欄に記録したが受講しなかった研修は、「時期・期間（期日）」を「未受講」に修正する。

記録する項目は、①研修名、②主催者、③時期・期間（期日）の3点とする。

○ 自己申告書の記入例

前年度の主な研修記録	今後受講を希望する主な研修
<ul style="list-style-type: none"> ・ 初任者研修、教育センター、通年 ・ 道徳教育推進研修、教職員支援機構、10月19日～21日 ・ 児童理解、島根県教育センター、6月30日 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校理科、教育センター、10月24日 ・ 地域問題解決型学習、島根大学、未受講

5 対話に基づく受講奨励の方法・時期

対話に基づく受講奨励は、指標や研修体系を踏まえつつ、目標面談や最終面談等を活用して校長が行う。そのほか、様々な機会をとらえて、対話に基づく受講奨励を行うことが望ましい。

校長への対話に基づく受講奨励については、教育長が行う。

○ 対話に基づく受講奨励を行う際の観点

- ① 教職員の意欲や主体性の尊重
- ② 学校組織の一員としての総合的な機能の発揮
- ③ 教職員個人の人材育成

月	対象者	奨励者
4月	<p>○これまでと同様に、自己申告書を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「前年度の主な研修記録」 ・「今後受講を希望する主な研修」 	
<div style="border: 2px solid green; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 目標面談（4月～6月） </div>		
6月	<p>○自らの資質能力の向上につながる研修計画に関する目標設定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自らの専門職性を高めるための主体的な学びのマネジメント ・学校を支える力を獲得・強化する観点からの自らの職能開発 	<p>○研修受講の奨励（情報提供や指導助言）を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標・研修体系や教職員個人の職責・経験・適性に照らした人材育成 ・学校が目指す教育を進めるために必要な専門性・能力の確保等
	<p>○受講した研修について、自己申告書の「今後受講を希望する主な研修」欄に追記する。</p> <p>○希望する研修として記録したが、受講しなかった研修は、「時期・期間（期日）」を「未受講」に修正する。</p>	<p>○研修に係る出張後の復命時等、様々な機会をとらえて、対話に基づく受講奨励を行うことが望ましい。</p>
1月	<div style="border: 2px solid green; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 最終面談（1月～3月） <ul style="list-style-type: none"> ・成長段階に応じて指標に定められた資質能力が、どれくらい身に付けられているかを確認・共有する。 ・次年度以降の職能開発の目標を話し合う。 </div>	
3月	<p>○研修履歴を活用しつつ、OJTや校内研修、校外研修等による学びの成果や今後の課題等を振り返る。</p>	<p>○年間の繁忙状況等を考慮した上での教職員個人の職能開発の参加状況、OJTや校内研修等の実施状況を踏まえ、研修履歴を振り返りながら、今後の資質向上のための指導助言を行う。</p>

※参照資料「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン」

（令和4年8月文部科学省）